

# 2025年度定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## ■事業報告

主要な事業内容	1
主要な営業所及び工場	1
従業員の状況	2
会社の株式に関する事項	2
会社の新株予約権等に関する事項	4
社外役員に関する事項	5
会計監査人の状況	7
業務の適正を確保するための体制	8
会社の支配に関する基本方針	12
剰余金の配当等の決定に関する方針	13

## ■連結計算書類

連結貸借対照表	14
連結損益計算書	15
連結株主資本等変動計算書	16
連結注記表	17

## ■計算書類

貸借対照表	28
損益計算書	29
株主資本等変動計算書	30
個別注記表	31

## ■監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	38
会計監査人の監査報告書 謄本	39
監査等委員会の監査報告書 謄本	40

## 株式会社アシックス

書面交付請求を頂いた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、上記につきましては、法令及びアシックス定款の規定に基づき、当該書面には記載していません。

## 主要な事業内容

### 各種スポーツ用品等の製造及び販売

パフォーマンスランニング	ランナーが快適に走ることができ、優れたパフォーマンスを発揮できるように機能性をもたせたランニングシューズを展開するカテゴリー
コアパフォーマンススポーツ	テニス、バレーボールなどの競技スポーツ用のシューズを展開するカテゴリー
アパレル・エキップメント	アシックスブランドで、競技用ウエアや運動前後に着用するアパレル及びアクセサリを展開するカテゴリー
スポーツスタイル	スポーツテクノロジーと洗練されたスタイルを融合させたライフスタイル向けのシューズやアパレルを展開するカテゴリー
オニツカタイガー	社名をアシックスとする1977年まで競技用シューズに使用されていたブランド名を、2002年に洗練されたスタイルを求めるスポーティなファッションブランドとして復刻し、展開するカテゴリー

(注) 「アパレル・エキップメント」は、2026年1月1日付で「アパレル」に変更しています。

## 主要な営業所及び工場

### ①アシックス

名 称	所 在 地
本店	兵庫県神戸市
アシックススポーツ工学研究所	兵庫県神戸市

### ②重要な子会社

会 社 名	所 在 地
アシックスジャパン株式会社	東京都千代田区
アシックス商事株式会社	兵庫県神戸市
アシックスアメリカコーポレーション	米国
アシックスヨーロッパ B.V.	オランダ
亞瑟士(中国)商貿有限公司	中国
アシックスオセアニア PTY.LTD.	オーストラリア
アシックスアジア PTE.LTD.	シンガポール
アシックスブラジルリミターダ	ブラジル
山陰アシックス工業株式会社	鳥取県境港市
アシックスアパレル工業株式会社	福井県越前市

(注) 山陰アシックス工業株式会社は、2026年1月1日付でオニツカイノベーターティブファクトリー株式会社に商号変更しています。

## 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
日 本 地 域	1,289名 [ 254名]	62名減 [ 67名減]
北 米 地 域	1,149名 [ 174名]	57名減 [ 19名減]
欧 州 地 域	1,744名 [ 186名]	160名増 [ 1名減]
中 華 圏 地 域	1,402名 [ 118名]	113名増 [ 33名増]
オセアニア地域	388名 [ 429名]	80名増 [114名増]
東南・南アジア地域	614名 [ 73名]	88名増 [ 4名増]
その他の地域	867名 [ 2名]	154名増 [ 3名減]
全社（共通）等	2,002名 [ 310名]	8名減 [ 26名増]
合 計	9,455名 [1,546名]	468名増 [ 87名増]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間平均人員数を外数で記載しています。

## 会社の株式に関する事項

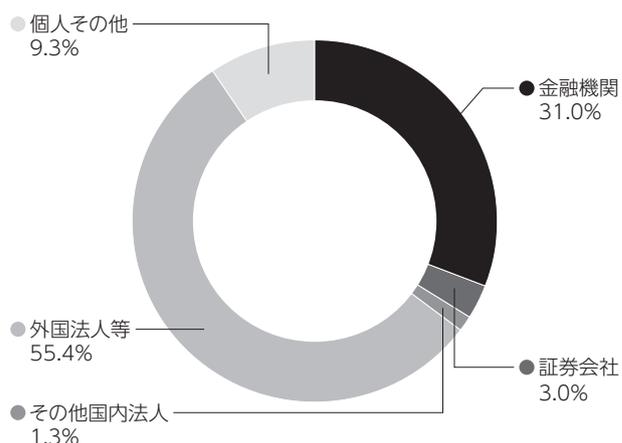
(1) 発行可能株式総数 3,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数 734,482,236株  
(うち自己株式25,846,871株)

(注) 2025年2月28日付で自己株式の消却を実施したことにより、発行済株式の総数は25,000,000株減少しています。

(3) 株主数 86,147名  
(前期末比24,209名増)

(ご参考)所有者別株式分布状況



(注) 比率は発行済株式総数より自己株式25,846千株を控除して計算しています。

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	113,629	16.04
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	51,916	7.33
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SEC'S LENDING OMNIBUS ACCOUNT	20,628	2.91
GOVERNMENT OF NORWAY	18,983	2.68
日本生命保険相互会社	18,172	2.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	14,169	2.00
G I C P R I V A T E L I M I T E D - C	13,173	1.86
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 8 6 4	11,662	1.65
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	9,867	1.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 2 5	9,182	1.30

(注) 1. 持株比率は、自己株式を除いて計算しています。

2. アシックスは、自己株式25,846千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しています。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	92,094 株	2 名

(注) アシックスの株式報酬の内容につきましては、書面交付請求者向け招集ご通知における事業報告の「2 (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に記載しています。

## (6) その他株式に関する重要な事項

① 会社法第459条第1項第1号及びアシックス定款第39条の規定に基づく自己株式の取得を、以下のとおり実施しました。

2025年2月14日開催の取締役会決議に係るもの

取得した株式の種類及び総数	アシックス普通株式 6,515,500株
株式の取得価額の総額	19,999,927,400円
取得期間	2025年2月17日～2025年5月27日

2025年11月12日開催の取締役会決議に係るもの

取得した株式の種類及び総数	アシックス普通株式 8,072,900株
株式の取得価額の総額	29,999,803,800円
取得期間	2025年11月13日～2025年12月23日

② 会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を、以下のとおり実施しました。

2025年2月14日開催の取締役会決議に係るもの

消却した株式の種類及び総数	アシックス普通株式 25,000,000株
消却後の発行済株式総数	734,482,236株
消却日	2025年2月28日

③ 会社法第199条の規定に基づく自己株式の処分を、以下のとおり実施しました。

2025年3月28日開催の株主総会特別決議に係るもの

処分した株式の種類及び総数	アシックス普通株式 7,000,000株
処分価額	1株につき1円
処分日	2025年5月15日
調達資金の額	7,000,000円
処分方法	第三者割当による処分
処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
処分の目的及びその理由	2025年2月14日開催の取締役会の決議に基づき、一般財団法人ASICS Foundationを設立しました。同財団の継続的、安定的な活動のために必要な原資を、アシックス普通株式の配当により拠出することを可能とするために、自己株式の処分を実施しました。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日においてアシックス役員が有する新株予約権等の内容の概要

区分 (発行決議の日)	新株予約権 の総数	新株予約権の 目的である株 式の種 類及 び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権を 行使すること ができる期間	新株予約権の 行使の条件	保有人数
第6回新株予約権 (2018年4月20日)	85個	アシックス 普通株式 34,000株	1株当たり 1,786円	1株当たり1円	2021年5月19日から 2048年5月18日まで	(注) 1、2	監査等委員で ない取締役 1名 (社外取締役を除く)
第6回新株予約権 (2018年4月20日)	10個	アシックス 普通株式 4,000株	1株当たり 1,786円	1株当たり1円	2021年5月19日から 2048年5月18日まで	(注) 1、2	監査等委員で ある取締役 1名 (社外取締役を除く)

- (注) 1. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。
2. その他の権利行使の条件については、アシックスと新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めております。
3. 2024年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の目的である株式の数は調整されております。

### (2) 当事業年度中にアシックス使用人等に対して交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先とアシックスとの関係及び独立性

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況、重要な兼職先とアシックスとの関係及び独立性
村井 満	取締役	取締役会 14回/14回 (100%)	<p>村井満氏は、2023年3月の社外取締役就任以降、情報サービス業及びスポーツ事業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、アシックスの経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員として、アシックスの経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っています。</p> <p>同氏とアシックスとの間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>アシックスグループは、スポーツの普及及び振興を図ることを目的として、同氏が理事を務める公益財団法人日本オリンピック委員会との間でTEAM JAPANゴールドパートナーシップに関する契約を締結していますが、同氏は同法人の非業務執行者であるため独立性に影響はありません。その他同氏の重要な兼職先とアシックスとの間には特別の利害関係はないため独立性に影響はありません。</p> <p>同氏はアシックスの「独立社外取締役に関する基準」及び東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。</p>
須藤 実和	取締役	取締役会 14回/14回 (100%)	<p>須藤実和氏は、2018年3月に社外監査役に就任し、2020年3月から2024年3月まで社外取締役（監査等委員）として職務を遂行した後、同月に監査等委員でない取締役に就任し、経営コンサルタント及び公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、アシックスの経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員長として、アシックスの経営の公正性・透明性を高めています。</p> <p>同氏とアシックスとの間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>アシックスグループは、スポーツの普及及び振興を図ることを目的として、同氏が理事（副会長）を務める公益財団法人日本バレーボール協会との間ではオフィシャルサプライヤー契約等を、また、同じく同氏が理事を務める公益財団法人日本オリンピック委員会との間ではTEAM JAPANゴールドパートナーシップに関する契約を締結していますが、同氏は上記両法人の非業務執行者であるため独立性に影響はありません。その他同氏の重要な兼職先とアシックスとの間には特別の利害関係はないため独立性に影響はありません。</p> <p>同氏はアシックスの「独立社外取締役に関する基準」及び東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。</p>
熊埜御堂 朋子	取締役	取締役会 10回/10回 (100%)	<p>熊埜御堂朋子氏は、2025年3月の社外取締役就任以降、メディア及び放送事業並びに教育分野の豊富な経験と専門的見地から、アシックスの経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員として、アシックスの経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っています。</p> <p>同氏とアシックスとの間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>同氏の重要な兼職先とアシックスとの間には特別の利害関係はないため独立性に影響はありません。</p> <p>同氏はアシックスの「独立社外取締役に関する基準」及び東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。</p>
横井 康	取締役 (監査等委員)	取締役会 14回/14回 (100%)  監査等委員会 18回/18回 (100%)	<p>横井康氏は、2020年3月の社外取締役（監査等委員）就任以降、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において適切な意見を述べています。また、指名・報酬委員会の委員として、アシックスの経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っています。</p> <p>同氏とアシックスとの間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>同氏の重要な兼職先とアシックスとの間には特別の利害関係はないため独立性に影響はありません。</p> <p>同氏はアシックスの「独立社外取締役に関する基準」及び東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。</p>

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況、重要な兼職先とアシックスとの関係及び独立性
江藤真理子	取締役 (監査等委員)	取締役会 14回/14回 (100%)	<p>江藤真理子氏は、2024年3月の社外取締役就任以降、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において適切な意見を述べています。また、指名・報酬委員会の委員として、アシックスの経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っています。</p> <p>同氏とアシックスとの間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>同氏の重要な兼職先とアシックスとの間には特別の利害関係はないため独立性に影響はありません。</p> <p>同氏はアシックスの「独立社外取締役に関する基準」及び東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。</p>
		監査等委員会 18回/18回 (100%)	

(注) アシックスは、社外取締役全員（5名）を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内容	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	83百万円
アシックス及びアシックス子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	101

- (注) 1. アシックスと会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っています。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

アシックスは、会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると監査等委員会が判断した場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査等委員会が会計監査人の監査能力に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

## 業務の適正を確保するための体制

### (1) 内部統制基本方針

アシックスグループは、企業精神である「ASICS SPIRIT」、「アシックスCSR方針」及び「コーポレートガバナンス基本方針」に則り、会社法及び会社法施行規則に基づいて、以下のとおり、アシックスグループの業務の適正を確保するための体制を整備しています。

#### (i) 企業活動の基本方針

アシックスグループは、「ASICS SPIRIT」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかし - "Anima Sana In Corpore Sano"」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology - スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行います。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

#### (ii) アシックスグループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

アシックスグループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動及び企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスCSR方針」に定めるとともに、これを役員及び使用人一人ひとりの行動に具体化した「アシックスグローバル行動規範」及びグローバルポリシーを制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とします。

「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」及びグローバルポリシーの徹底を図るため、グローバルコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、アシックスグループのコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員及び使用人が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行います。

内部監査部門は、社長の直轄組織とし、単独であるいは監査等委員会・会計監査人と連携して、アシックスグループのコンプライアンスの状況等を監査し、社長、各取締役、執行役員並びに監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員（以下、「選定監査等委員」という。）に直接報告を行います。

アシックスグループは、「グローバル内部通報方針」に基づき、アシックスグループを対象としたグローバル内部通報システムを置き、役員及び使用人並びにビジネスパートナーが「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」及びグローバルポリシーを逸脱する行為を知り、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、通報窓口において、専用メール、電話、手紙等での連絡・相談を受け付け、コンプライアンス委員会が事態の迅速な把握及び是正を行います。コンプライアンス委員会は、状況を適宜、監査等委員会または選定監査等委員に報告します。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを行わないものとします。

また、アシックスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたないものとします。

### (iii) アシックスグループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者及びその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役及び執行役員に業務執行を行わせるものとします。

代表取締役及び執行役員は、取締役会において制定された長期ビジョン、中期経営計画及び各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門及び各子会社の具体的な目標を設定し、月次、四半期毎の業績管理を行います。

取締役会は、定例的に開催し、法定決議事項のほかアシックスグループの重要な経営方針、重要な業務執行に関する一定の事項の決定を行うとともに、代表取締役及び執行役員の業務執行状況の監督等を行います。

アシックスは、取締役会決議事項その他アシックスグループの経営に関する重要事項の審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、会長、社長、執行役員、統括部長及び社長が指名した者を出席者とする経営会議を定例的に開催します。

また、グローバル視点から全体最適を議論する場として、年2回、本社役員と全ての地域事業会社のCEOが参加する「グローバルサミット」を開催します。アシックスは、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、当該会議体や執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行います。

### (iv) アシックスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

アシックスグループは、リスクマネジメント規程に基づき、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会及びリスクマネジメントチームを設置します。リスクマネジメント委員会は、危機発生の回避及び危機発生時の損失を最小化するために、ビジネス戦略に伴う優先して対応すべきリスクの特定と担当部門を決定し、リスクを総括的に管理します。また、その活動を取締役に年2回報告します。各部門から選出されたリスクオーナーは、担当するリスクに対する低減アクションをリードし、進捗管理を行います。リスクマネジメントチームは、リスクマネジメント全体が有効かつ適切に行われるようモニタリングします。

アシックスグループは、クライシスマネジメント規程に基づき、危機管理担当役員を設置します。危機管理担当役員は、危機に発展する可能性のある事件及び事故を認知した際には、同規程に定められた方法及び経路で速やかに会長・社長へ報告を行うとともに、同規程にあらかじめ定められた緊急事態レベルに応じて、危機対策本部を設置します。また、危機管理担当役員は、危機対策方針とコミュニケーション戦略等を決定し、対外交渉及び公表を統括し、対策・改善策等の実施を指揮します。

内部監査部門は、定期的にリスク管理状況を監査します。

### (v) アシックスグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

アシックスグループは、法令、社内規程に基づき、業務執行に係る情報、議事録及び関連資料、その他の重要な情報・文書等の保存を行います。取締役、監査等委員会及び選定監査等委員は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。また、情報管理については、グローバル情報セキュリティポリシー等情報管理に関する社内規程に基づいて行います。

職務権限規程に基づく稟議決裁事項に関しては、申請内容と決裁状況を電子化により可視化し、決裁権限保有者の決裁の記録を電子データで保存します。

### (vi) アシックスグループにおける業務の適正を確保するための体制

アシックスグループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、アシックス執行役員または担当部門責任者等がグループ各社の取締役、監査役または各部門責任者等に就任することとします。アシックスグループ各社の取締役会においては、重要事項の決定

と業務執行状況の報告を行います。グローバルレベルでのグループ全般に関わる重要な事項及び各社の経営計画については、アシックスに報告し、承認を得なければならないこととします。また、アシックスグループ各社の代表者は、アシックスの基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有しますが、アシックスが定める個別の重要な事項についてはアシックスに報告し、承認を得なければならないこととします。

内部監査部門は、アシックスグループにおける内部監査を行い、アシックスグループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長、取締役及び執行役員並びに監査等委員会または選定監査等委員に直接報告を行います。

また、財務報告の適正性を確保するため、アシックスグループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築します。

**(vii) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性等に関する事項**

監査等委員及び監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置します。

監査等委員会事務局は、監査等委員会の指示に基づき、各部門及び各子会社に対して、監査等に必要情報の提供を求められることができますものとし、監査等委員会事務局は、監査等委員会の指示に基づき、内部監査部門及び子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査等に関する情報共有を補助します。

また、監査等委員会事務局の使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、

**(viii) アシックスグループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制**

選定監査等委員は、取締役会・経営会議・リスクマネジメント委員会等の重要会議への出席及びアシックスグループの役員及び使用人との情報交換並びに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、アシックスグループ経営全般の状況を把握します。また、監査等委員会は、会計監査人との協議を適宜行うとともに、以下の事項について適宜、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または取締役会から報告を受けることとします。

- ・取締役・使用人の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・重要な情報開示事項
- ・グローバル内部通報システムに通報された事実等

アシックスグループは、役員及び使用人が監査等委員会及び選定監査等委員からの情報提供依頼に対し、迅速かつ円滑に情報提供することができる体制を整えるとともに、情報提供をした役員及び使用人に対しては不利益な取扱いを行わないものとし、

アシックスは、監査等委員会または監査等委員からの求めに応じ、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用（弁護士、公認会計士等の外部専門家から助言を得るための費用を含む。）の前払または償還並びに債務の処理を行うものとし、

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

アシックスは、前述のとおり、「内部統制基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しています。当該基本方針について毎年見直しを行うとともに、適宜取締役会に報告し、より適切な内部統制システムの構築に努めています。また、内部統制システムの運用上の問題点について、是正・改善し、必要に応じて再発防止の取組みを実施しました。

取締役会を定例的に開催し、法定決議事項のほかアシックスグループの重要な経営方針、重要な業務執行に関する一定の事項の決定を行うとともに、代表取締役及び執行役員の業務執行状況の監督等を行っています。また、経営上重要なテーマについて活発な議論を促進し、各取締役の専門性に基づいた意見や助言を戦略・計画により良く反映するため、決議事項、報告事項のほかに「重点討議事項」の分類を設けています。その他、取締役会メンバーが執行の状況を正確かつ適時に把握するための仕組みとして、以下議題を毎月報告しています。

- ・取締役会レビュー：取締役会における社外取締役からの意見に対する執行側からの回答を翌月の取締役会で報告

- ・月次報告：全社での取組み内容及び経営会議での審議内容等を報告

リスクマネジメントについては、全社のビジネス戦略に伴う優先的に対応すべき新規リスクの特定・分析・損失回避策の確認を行い、並びに、継続リスクについては半期に一度リスク低減プロセスの進捗アセスメントを行いました。なお、以上の取組みについて、リスクマネジメント委員会及び取締役会にて報告しました。

クライシスマネジメントについては、危機管理担当役員を設置し、危機に発展する可能性のある事件及び事故を認知した際には、クライシスマネジメント規程に定められた方法及び経路で速やかに会長・社長へ報告を行うとともに、同規程にあらかじめ定められた緊急事態レベルに応じて、危機対策本部を設置します。昨年は、米国政府による相互関税導入の発表を受けて直ちに本社関連部門並びに現地の地域事業会社との間で密な連携を図り、日々変わる情勢の中、複数の情報源を活用した情報収集に努めながらアシックスの事業への影響を最小化するための対策を検討及び実行しました。コンプライアンス経営の強化を図るため、グローバルレベルでコンプライアンス委員会が中心となり、役員・従業員を対象に、アシックス行動規範その他コンプライアンスに関するオンライン研修及び集合研修等の教育活動を実施しました。グローバル内部通報システムについては、通報案件の調査と是正措置を行いました。従業員のコンプライアンスに関する浸透度を確認することを目的とし、グローバルレベルでのコンプライアンス意識調査を実施し、その結果を分析し、対応課題の抽出をしたうえでアクションプランを策定しました。

また、情報セキュリティ委員会が中心となり、グローバルサイバーセキュリティ組織による脆弱性の可視化及び解消並びにインシデント対応の強化を実施しています。その他、情報セキュリティに関する意識向上のため、情報セキュリティに関する毎年のオンライントレーニング及び理解度テストを実施するとともに、メール訓練を実施しました。

## 会社の支配に関する基本方針

### (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

アシックスは、上場会社としてアシックス株式の自由な売買を認める以上、アシックスの取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「同意なき買収」であっても、アシックスの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者によるアシックス株式の大規模な買付行為等に応じてアシックス株式の売却を行うか否かは、最終的にはアシックス株式を保有するアシックス株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、アシックス及びアシックスグループは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で長年つちかかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼こそが強みであり、これを維持し促進することがアシックスの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えています。従って、アシックスの財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできるアシックスの企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

### (2) アシックスの状況及び企業価値向上に向けた取組み

アシックスは、2030年までの10年間にわたる長期ビジョン「VISION2030」を策定しています。これは、アシックスという会社が将来ありたい姿を長期的な視点で表したものです。

アシックスの創業哲学「健全な身体に健全な精神があれかし」は、世界中の人々に心身ともに健康で幸せな生活を実現してほしい、という私たちの願いそのものを表しています。変わりゆく世界のなかで、この創業哲学は、これからの社会、人々から、これまで以上に必要とされるものだと確信しています。アシックスはこの想いを引き続きコアとして守りながら、より広い視野で心身の健康向上に寄与するプロダクト、サービス、環境を提供していきます。

2030年とその先に向けて、アシックスは「プロダクト（パーソナライズされたプロダクト）」「ファシリティとコミュニティ（最適な環境や仲間とのつながり）」「アナリシスとダイアグノシス（パーソナルデータに基づいたコーチング）」の3つの事業ドメインで事業を拡張していきます。

また、すべての事業ドメインに共通して、「デジタル」「パーソナル」「サステナブル」の3つのテーマを掲げています。進化を続けるデジタル技術を活用し、各個人に合わせてパーソナライズされた製品・サービスを、環境に配慮したサステナブルな手法で開発・提供していきます。

これら3つのテーマを通じて、3つの事業ドメインを単独で成長させつつ、それぞれの事業ドメインが交わることで相乗効果を生み出し、価値の最大化をはかります。あらゆる角度からお客様一人ひとりに最適な価値を提供することで、質の高いライフスタイルの実現に貢献することを目指します。

加えて、アシックスは、創業の精神「ASICS SPIRIT」に基づき、株主、お客様、社会、従業員などのステークホルダーとの強い信頼関係を構築することで、アシックスグループを持続的に成長させ企業価値の長期継続的な向上を目指しています。また、アシックスの創業哲学を具現化した「Sound Mind, Sound Body」というグループ共通の価値観の下、お客様に喜んでいただける魅力的でかつ地球環境にやさしいサステナブルな商品・サービスを提供し続けていくことで、持続可能な社会に貢献することを目指しています。そのために、健全で透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを構築し、経営の監督及び監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに引き続き努めていきます。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によってアシックスの財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み

アシックスは、2023年1月24日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針」を継続しないことを決議し、同対応方針の有効期間が満了する2023年3月24日開催の定時株主総会終結の時をもって同方針を廃止しましたが、アシックスの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為が行われる場合には、当該大規模な買付を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、独立社外取締役の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適切な措置を講じていきます。

(4) 上記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、アシックスの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、アシックスの会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記の取組みは、上記の基本方針の実現のための、アシックスの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に向けた取組みとなっています。したがって、アシックスは、上記の取組みは、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益に合致し、アシックス役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

アシックスは、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識しています。この中で「中期経営計画2026」において設定した、中期経営計画期間内における連結総還元性向50%を達成すべく、累進配当の継続を前提に利益配分を実施する方針です。

アシックスの剰余金の配当は、中間配当（基準日6月30日）及び期末配当の年2回を基本としております。

当期の期末配当は、売上高、営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高を記録したことから、1株につき16円といたしたいと存じます。

これにより当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金12円を含め、1株につき28円となります。

---

以上に記載の金額、株式数及び数値の表示単位未満の端数は、とくに記載がない限り切り捨てて表示しています。なお、割合については、小数点第2位または第3位を四捨五入して表示しています。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>409,933</b>	<b>流動負債</b>	<b>243,726</b>
現金及び預金	112,267	支払手形及び買掛金	73,670
受取手形及び売掛金	88,803	短期借入金	2,500
商品及び製品	174,372	1年内償還予定の社債	25,000
仕掛品	1,011	リース債務	16,000
原材料及び貯蔵品	3,584	未払費用	49,375
その他	33,747	未払法人税等	26,990
貸倒引当金	△3,853	未払消費税等	3,002
<b>固定資産</b>	<b>176,546</b>	賞与引当金	2,263
<b>有形固定資産</b>	<b>44,688</b>	その他	44,924
建物及び構築物	13,320	<b>固定負債</b>	<b>69,399</b>
機械装置及び運搬具	12,274	社債	10,000
工具、器具及び備品	11,906	リース債務	45,029
土地	4,859	繰延税金負債	1,047
リース資産	112	退職給付に係る負債	5,120
建設仮勘定	2,214	その他	8,200
<b>無形固定資産</b>	<b>103,969</b>	<b>負債合計</b>	<b>313,125</b>
のれん	5,716	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	35,529	<b>株主資本</b>	<b>226,328</b>
使用権資産	52,761	資本金	23,972
その他	9,962	資本剰余金	13,655
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,889</b>	利益剰余金	246,352
投資有価証券	3,707	自己株式	△57,651
長期貸付金	18	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>45,189</b>
繰延税金資産	8,757	その他有価証券評価差額金	303
その他	15,781	繰延ヘッジ損益	874
貸倒引当金	△376	為替換算調整勘定	44,698
<b>資産合計</b>	<b>586,480</b>	退職給付に係る調整累計額	△686
		<b>新株予約権</b>	<b>242</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,594</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>273,355</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>586,480</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		810,916
売上原価		350,283
売上総利益		460,632
販売費及び一般管理費		318,112
営業利益		142,519
営業外収益		
受取利息	2,761	
受取配当金	53	
為替差益	435	
債務免除益	421	
その他	907	4,580
営業外費用		
支払利息	5,045	
海外事業関連損失	1,320	
その他	1,439	7,804
経常利益		139,295
特別利益		
固定資産売却益	2,313	2,313
特別損失		
固定資産売却損	15	
固定資産除却損	313	
投資有価証券売却損	7	
投資有価証券評価損	73	
減損損失	2,388	
賃貸借契約解約損	62	2,859
税金等調整前当期純利益		138,749
法人税、住民税及び事業税	41,092	
法人税等調整額	△1,171	39,920
当期純利益		98,828
非支配株主に帰属する当期純利益		108
親会社株主に帰属する当期純利益		98,719

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	23,972	15,827	196,805	△44,706	191,899
連結会計年度中の変動額					
利益剰余金から 資本剰余金への振替		35,241	△35,241		-
欠 損 填 補		△1,826	1,826		-
剰 余 金 の 配 当			△15,757		△15,757
親会社株主に帰属 する当期純利益			98,719		98,719
自己株式の取得				△50,003	△50,003
自己株式の処分		△9,562		11,032	1,470
自己株式の消却		△26,025		26,025	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△2,172	49,546	△12,945	34,429
当 期 末 残 高	23,972	13,655	246,352	△57,651	226,328

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 金 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	315	12,532	29,215	△928	41,135	254	1,650	234,940
連結会計年度中の変動額								
利益剰余金から 資本剰余金への振替					-			-
欠 損 填 補					-			-
剰 余 金 の 配 当					-			△15,757
親会社株主に帰属 する当期純利益					-			98,719
自己株式の取得					-			△50,003
自己株式の処分					-			1,470
自己株式の消却					-			-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△12	△11,657	15,482	242	4,053	△12	△55	3,985
連結会計年度中の変動額合計	△12	△11,657	15,482	242	4,053	△12	△55	38,414
当 期 末 残 高	303	874	44,698	△686	45,189	242	1,594	273,355

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 56社

主要な連結子会社の名称

事業報告の「①企業集団の現況に関する事項 (4) 重要な親会社および子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

前連結会計年度において連結子会社であった4社は清算、1社は株式譲渡したため、連結の範囲から除いております。

また、当連結会計年度において連結子会社を新たに3社設立、1社は株式取得したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

亜瑟士商事股份有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

亜瑟士商事股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部連結子会社の決算日は3月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

##### ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品  
 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産除く）  
 アシックス及び国内連結子会社は、定率法  
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法  
 在外連結子会社は、定額法  
 なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。  
 建物及び構築物・・・2年～50年  
 機械装置及び運搬具・・・2年～17年  
 工具、器具及び備品・・・2年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産除く）  
 定額法  
 自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法  
 また、企業結合によって資産及び負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の主なものにはブランド、顧客基盤などがあり、償却年数は6年～20年であります。
- ③ リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法  
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法  
 使用権資産  
 リース期間に基づく定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
 アシックス及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することにしております。
- ② 賞与引当金  
 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準  
 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。
- ① 商品及び製品の販売  
 スポーツ用品等販売事業においては、主にスポーツ用品等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客と合意した地点に商品及び製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。
- ② ランニングサービス事業  
 ランニングサービス事業においては、各種スポーツイベントへのエントリー登録に係るプラットフォーム運営やスポーツイベントの運営及び運営受託を行っております。  
 エントリー登録に係るプラットフォーム運営については、主にスポーツイベントの参加料を受領した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。  
 また、スポーツイベントの運営及び運営受託については、スポーツイベントの開催が完了した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

③ スポーツ施設運営事業

スポーツ施設運営事業においては、主に長期のスポーツ施設の運営及び運営受託を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生連結会計年度より費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

ヘッジ対象

為替予約及び通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

アシックスグループは、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引及び通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金及び社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

ヘッジの有効性評価の方法

為替予約につきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップ及び通貨オプションにつきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約

の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

④ グループ通算制度の適用

アシックス及び一部の連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### のれん

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん5,716百万円を計上しており、ランニングサービス事業における以下の連結子会社の株式取得から生じたものであります。

ランニングサービス事業：Race Roster North America Corporationグループ及び株式会社  
アールビーズ（のれん：5,716百万円）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法及び主要な仮定

アシックスグループは、国内外でランニングサービスを提供する会社の株式を取得し、取得原価を企業結合日における識別可能な資産及び負債に配分し、差額としてのれんを算定しております。

のれんは規則的に償却されますが、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。また、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損の兆候には、事業に関連する経営環境の著しい悪化が生じた場合、あるいはそのような見込みがある場合等が含まれます。

アシックスグループは経営環境の著しい悪化等の有無を確認するに当たり、一定の売上成長が継続する前提で作成された事業計画の達成状況を検討しております。

当連結会計年度においてアシックスグループは、ランニングサービス事業においては、概ね事業計画通りに推移していることに加え、翌期以降も安定的な業績推移が見込まれることから、経営環境の著しい悪化はないとして、減損の兆候はないと判断しております。

将来の事業計画には、現在の経営環境及び今後の見通しを踏まえた売上予測の見込みが含まれ、経営者の判断を伴う主要な仮定により影響を受けます。主要な仮定は、ランニングサービス事業の売上成長率であり、当該仮定は、参加者数の動向や競争環境の変化等の外部要因の影響を受けます。

b. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営者は、上記の仮定は妥当なものと考えておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合にはのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

第三者の借入金等に対して、投資有価証券292百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 62,925百万円

### 3. 顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

受取手形 6,298百万円

売掛金 82,504百万円

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 2,792百万円

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

アシックスグループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
店舗資産	日本・北米・中華圏	建物及び構築物等	423
その他	日本・北米	ソフトウェア等	1,964
合計	—	—	2,388

アシックスグループの店舗の資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産などにつきましては、物件ごとにグルーピングしております。

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額を零と見込んでいる場合には、正味売却価額を零として帳簿価額の全額を減額しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー（割引率は8.4～11.0%）に基づき算定しております。

#### 減損損失の内訳

ソフトウェア 1,614百万円

建物及び構築物 247百万円

その他 526百万円

合計 2,388百万円

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 810,916百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式数の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末の株式数 (株)
普通株式	759,482,236	—	25,000,000	734,482,236

(注) 普通株式の発行済株式数の減少25,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少25,000,000株によるものであります。

### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末の株式数 (株)
普通株式	43,740,506	14,589,431	32,483,066	25,846,871

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加14,589,431株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加14,588,400株及び単元未満株式の買取請求による増加1,031株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少32,483,066株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少25,000,000株、一般財団法人ASICS Foundationに対し、その活動を継続的、安定的に支援することを目的として第三者割当により処分したことによる減少7,000,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少462,586株、新株予約権の行使による減少20,400株及び単元未満株式の売渡請求による減少80株であります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	7,157	10.0	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年8月13日 取締役会	普通株式	8,600	12.0	2025年6月30日	2025年8月14日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月25日 定時株主総会	普通株式	11,338	利益剰余金	16.0	2025年12月31日	2026年3月26日

### 4. 当連結会計年度の末日におけるアシックスが発行している新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 532,800株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

アシックス及びアシックスグループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものにつきましては、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日及び償還日は決算日後3年以内であります。

デリバティブ取引は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で、外国為替の実需の範囲内で為替予約取引等を行うものとしております。

また、借入金及び社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

アシックス及びアシックスグループは、営業債権につきまして、各販売部門における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券投資につきましては、「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」において定められた権限の中で決裁を得るものとしており、かつ主に格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

アシックス及びアシックスグループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い国際的な金融機関等に限定されており、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないものと判断しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

アシックス及びアシックスグループは、デリバティブ取引に関して、「デリバティブ取引管理基準」及び「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」を社内規程として整備し、運用しております。

取引の実行及び管理につきましては、これらの社内規程に基づき、経理財務部門にて行っておりますが、実行担当者と管理担当者を分離し、取引内容、取引残高及び運用の管理を行っております。

また、取引の内容等につきましては、適宜管掌役員より経営会議に報告されております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、一部の連結子会社におけるデリバティブ取引、有価証券及び投資有価証券につきましては、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しており、あわせて管理部門において定期的な管理・報告がなされております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
 アシックス及びアシックスグループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	92	92	—
資産計	92	92	—
(2) 社債 （1年内償還予定のものも含む）	35,000	34,541	△458
(3) リース債務 （1年内返済予定のものも含む）	61,029	54,795	△6,234
負債計	96,029	89,337	△6,692
デリバティブ取引（*3）	1,856	1,856	—

（\*1）現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（\*2）市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,025
投資事業組合出資金等	2,589

（\*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
社債	－	－	92	92
資産計	－	－	92	92
デリバティブ取引計 (*)	－	1,856	－	1,856

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	34,541	－	34,541
リース債務	－	54,795	－	54,795
負債計	－	89,337	－	89,337

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

アシックスが保有している社債は、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としているため、その時価をレベル3に分類しております。

デリバティブ取引

観察可能な市場情報に基づく重要なインプット及び取引先金融機関から入手した時価情報により算出しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

アシックスの発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算出しており、その時価をレベル2に分類しております。

リース債務

リース債務の時価につきましては、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引いて算出しているため、その時価をレベル2に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

アシックスグループは「日本」「北米」「欧州」「中華圏」「オセアニア」「東南・南アジア」及び「その他」の7つの報告セグメントに区分しております。当該報告セグメントは、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としております。そのため、これらの報告セグメントで計上する収益を売上高として表示しております。また、事業別の収益は、事業区分に基づき分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント								その他	合計	調整額	合計
	日本地域	北米地域	欧州地域	中華圏地域	オセアニア地域	東南・南アジア地域	その他地域	計				
スポーツ用品等販売事業	156,385	141,192	225,805	120,236	49,649	49,745	52,077	795,092	-	795,092	-	795,092
ランニングサービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	12,917	12,917	-	12,917
スポーツ施設運営事業	-	-	-	-	-	-	-	-	2,740	2,740	-	2,740
その他(注)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	166	166
顧客との契約から生じる収益	156,385	141,192	225,805	120,236	49,649	49,745	52,077	795,092	15,657	810,750	166	810,916
外部顧客に対する売上	156,385	141,192	225,805	120,236	49,649	49,745	52,077	795,092	15,657	810,750	166	810,916

(注) 「その他」は、製造子会社などから生じる収益であります。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

#### ① 商品及び製品の販売

スポーツ用品等販売事業においては、主にスポーツ用品等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客と合意した地点に商品及び製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。

取引価格を算定するに当たり、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に受け取ると見込まれる金額から返品、値引及びリベートなどの金額を控除して測定しております。

返品及び値引については、将来発生し得ると考えられる予想金額を、過去実績に基づく返品率及び値引率から算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債及び値引に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。リベートについては、取引の対価の変動部分を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。

有償支給取引では、顧客との契約において約束された対価から、有償受給取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

#### ② ランニングサービス事業

ランニングサービス事業においては、各種スポーツイベントへのエントリー登録に係るプラットフォーム運営やスポーツイベントの運営及び運営受託を行っております。

エントリー登録に係るプラットフォーム運営については、主にスポーツイベントの参加料を受領した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。

また、スポーツイベントの運営及び運営受託については、スポーツイベントの開催が完了した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しており、重要な変動対価はありません。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

③ スポーツ施設運営事業

スポーツ施設運営事業においては、主に長期のスポーツ施設の運営及び運営受託を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しており、重要な変動対価はありません。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約により生じた契約残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	74,705	88,803
契約負債	2,415	2,792

契約負債は、主に、ランニングアプリ利用料を顧客から一括で受領することによる前受収益や顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当期中の契約負債の残高の重要な変動や過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益に重要な事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

アシックスグループにおいて、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**賃貸等不動産に関する注記**

重要性が乏しいため記載を省略しております。

**1 株当たり情報に関する注記**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 383円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 138円13銭 |

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>85,845</b>
現金及び預金	23,101
売掛金	14,447
仕掛品	0
原材料及び貯蔵品	27
前払費用	2,269
関係会社短期貸付金	3,563
未収入金	42,474
その他	47
貸倒引当金	△86
<b>固定資産</b>	<b>85,076</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,689</b>
建物	6,341
構築物	184
機械装置及び運搬具	50
工具、器具及び備品	761
土地	3,265
リース資産	46
建設仮勘定	38
<b>無形固定資産</b>	<b>25,532</b>
ソフトウェア	21,313
リース資産	439
その他	3,779
<b>投資その他の資産</b>	<b>48,854</b>
投資有価証券	445
関係会社株式	39,245
出資金	0
関係会社出資金	3,240
関係会社長期貸付金	1,398
長期前払費用	222
敷金及び保証金	1,371
繰延税金資産	4,115
その他	524
貸倒引当金	△1,710
<b>資産合計</b>	<b>170,921</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>83,492</b>
支払手形	410
買掛金	2,112
短期借入金	2,500
1年内償還予定の社債	25,000
リース債務	265
未払金	442
未払費用	12,467
未払法人税等	8,276
預り金	31,913
その他	104
<b>固定負債</b>	<b>13,602</b>
社債	10,000
リース債務	236
退職給付引当金	2,024
その他	1,341
<b>負債合計</b>	<b>97,095</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>73,611</b>
資本金	23,972
資本剰余金	6,000
資本準備金	6,000
利益剰余金	101,099
その他利益剰余金	101,099
別途積立金	8,000
圧縮積立金	701
繰越利益剰余金	92,397
自己株式	△57,460
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△27</b>
その他有価証券評価差額金	△27
<b>新株予約権</b>	<b>242</b>
<b>純資産合計</b>	<b>73,826</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>170,921</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>営 業 収 益</b>		
営 業 収 益		
ロイヤルティ収入等	47,394	
その他の営業収入等	587	47,982
<b>営 業 費 用</b>		<b>52,769</b>
<b>営 業 損 失</b>		<b>△4,786</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	216	
受 取 配 当 金	53,967	
受 取 賃 貸 料	271	
移 転 価 格 税 制 調 整 金	41,146	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,604	
そ の 他	201	97,407
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	211	
社 債 利 息	201	
為 替 差 損	73	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	80	
賃 貸 収 入 原 価	465	
支 払 賃 借 料	148	
そ の 他	248	1,429
<b>経 常 利 益</b>		<b>91,190</b>
<b>特 別 利 益</b>		
固 定 資 産 売 却 益	2,279	2,279
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	141	
固 定 資 産 売 却 損	13	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,901	
関 係 会 社 債 権 放 棄 損	115	
減 損 損 失	1,732	6,905
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>86,564</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,033	
法 人 税 等 調 整 額	179	9,213
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>77,351</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	23,972	6,000	345	6,345	8,000	1,272	65,475	74,747	△44,515	60,550
事業年度中の変動額										
圧縮積立金の取崩				-		△570	570	-		-
繰越利益剰余金 からその他資本 剰余金への振替			35,241	35,241			△35,241	△35,241		-
剰余金の配当				-			△15,757	△15,757		△15,757
当 期 純 利 益				-			77,351	77,351		77,351
自己株式の取得				-					△50,003	△50,003
自己株式の処分			△9,562	△9,562					11,032	1,470
自己株式の消却			△26,025	△26,025					26,025	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-						-
事業年度中の変動額合計	-	-	△345	△345	-	△570	26,922	26,351	△12,945	13,060
当 期 末 残 高	23,972	6,000	-	6,000	8,000	701	92,397	101,099	△57,460	73,611

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△12	△12	254	60,793
事業年度中の変動額				
圧縮積立金の取崩		-		-
繰越利益剰余金 からその他資本 剰余金への振替		-		-
剰余金の配当		-		△15,757
当 期 純 利 益		-		77,351
自己株式の取得		-		△50,003
自己株式の処分		-		1,470
自己株式の消却		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△15	△15	△12	△27
事業年度中の変動額合計	△15	△15	△12	13,032
当 期 末 残 高	△27	△27	242	73,826

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法、ただし、債券については償却原価法

##### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 . . . . . 2年～50年

機械装置及び運搬具 . . . . . 2年～12年

工具、器具及び備品 . . . . . 2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権などの貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

##### (1) ライセンスの供与

アシックスの知的財産に関するライセンスを含む商品を、ライセンス先の企業が販売することによりロイヤルティ収入が生じております。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識しております。

##### (2) コミッション収入

子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点でアシックスの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

###### ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務などにつきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

###### ヘッジ手段とヘッジ対象

##### ① ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

##### ② ヘッジ対象

為替予約及び通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

###### ヘッジ方針

アシックスは、主に材料の輸入による買入債務などの為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引及び通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金及び社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

###### ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップ及び通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容などによりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

##### (2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 関係会社株式

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上されている関係会社株式39,245百万円には、買収によって取得した非上場の子会社であるRace Roster North America Corporation及び株式会社アールビーズに対する投資に係る持分6,735百万円が含まれております。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等によって取得した市場価格のない株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。

投資先の会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たりの純資産額に比べて相当高い価額で当該投資先の会社の株式を取得した場合において、経営環境に著しい悪化が認められた場合、あるいはそのような見込みがある場合など、超過収益力等が毀損したときには、当該投資先の会社に対する投資について評価損の認識が必要となります。

アシックスは、経営環境の著しい悪化等の有無を確認するに当たり、一定の売上成長が継続する前提で作成された事業計画の達成状況を検討しております。

当該事業計画に用いた主要な仮定について、詳細は「連結計算書類 注記事項（重要な会計上の見積り） のれん」をご参照ください。

### 貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産

第三者の借入金等に対して、投資有価証券292百万円を担保に供しております。

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,397百万円

#### 3. 保証債務

子会社のリース取引に対し、保証を行っております。

リース取引に対する債務保証

アシックスアメリカコーポレーション	3,290百万円
合 計	3,290百万円

#### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	55,787百万円
短期金銭債務	34,592百万円

### 損益計算書に関する注記

#### 1. 関係会社との取引

営業収益	59,789百万円
その他の営業取引高	2,577百万円
営業取引以外の取引高	100,253百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	43,740,506	14,589,431	32,483,066	25,846,871

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加14,589,431株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加14,588,400株及び単元未満株式の買取請求による増加1,031株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少32,483,066株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少25,000,000株、一般財団法人ASICS Foundationに対し、その活動を継続的、安定的に支援することを目的として第三者割当により処分したことによる減少7,000,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少462,586株、新株予約権の行使による減少20,400株及び単元未満株式の売渡請求による減少80株であります。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	9,707百万円
関係会社出資金評価損	1,518百万円
貸倒引当金	544百万円
退職給付引当金	637百万円
組織再編に伴う関係会社株式	6,193百万円
その他	4,248百万円
繰延税金資産小計	22,850百万円
評価性引当額	△18,261百万円
繰延税金資産合計	4,589百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	309百万円
その他	164百万円
繰延税金負債合計	474百万円
差引：繰延税金資産純額	4,115百万円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
固定資産－繰延税金資産	4,115百万円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金など永久に益金に算入されない項目	△7.9%
外国子会社配当金益金不算入	△10.6%
評価性引当額の増減	0.1%
その他	△1.7%
税効果会計適用後の法人税負担率	10.6%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.60%から31.47%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

### 4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

アシックスは、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	アシックスジャパン株式会社	所有 直接100.0	ロイヤルティ等 の受取、支払代 行	ロイヤルティ等	7,201	未収入金	194
				支払代行等	19,740		
				利息の支払	63	預り金	16,976
子会社	アシックス商事株式会社	所有 直接100.0	ロイヤルティの 受取、業務委託 手数料の支払	利息の支払	52	預り金	11,115
子会社	山陰アシックス工業 株 式 会 社	所有 直接100.0	増資の引受	増資の引受	2,100	—	—
子会社	アシックス・ベンチャー 株 式 会 社	所有 直接100.0	金銭の貸付	利息の受取	16	短期貸付金	2,625
子会社	アシックス・スポーツコンプレックス 株 式 会 社	所有 直接100.0	金銭の貸付	債権放棄	111	—	—
子会社	アシックスアメリカコーポレーション	所有 間接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	9,611	売掛金	784
				債務保証	3,290		
子会社	アシックスヨーロッパB.V.	所有 直接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	52,599	売掛金	1,132
						未収入金	39,694
子会社	亞瑟士(中国)商貿 有 限 公 司	所有 間接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	6,233	売掛金	883
子会社	アシックスブラジル リミターダ	所有 間接100.0	ロイヤルティ等 の受取	ロイヤルティ等	9,295	売掛金	6,211
子会社	ASICS Technology B.V.	所有 直接100.0	ソフトウェア開 発の業務委託	業務委託手数料	8,529	未払費用	1,144

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 日本地域の子会社に対する資金の貸付及び預りにつきましては、アシックスが資金の一元管理を行っております。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、当事業年度末の残高のみ記載しており、取引金額には利息の受取額及び支払額を記載しております。
- (2) 利息の受取及び支払につきましては、市場金利を勘案し利率を決定しております。
- (3) 債務保証は、リース取引に関するものであります。
- (4) 山陰アシックス工業株式会社に対する増資の引受については、当該子会社が実施した増資をアシックスが全額引受けたものであります。また、同社は2026年1月1日付でオニツカイノベータティブファクトリー株式会社に商号変更しております。
- (5) アシックス・スポーツコンプレックス株式会社は、当事業年度中に清算終了しており、清算に伴う貸付金の債権放棄を行っております。なお、当該債権放棄に対し、前事業年度末までに計上した貸倒引当金を充当しております。
- (6) アシックスブラジルリミターダに対する取引金額には、アシックスが代理人として行った取引を含んでおります。当該取引金額については純額で表示しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員	廣 田 康 人	(被所有) 直接 0.0	アシックス 代表取締役会長 CEO	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	160	—	—
役員	富 永 満 之	(被所有) 直接 0.0	アシックス 代表取締役社長 COO	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	148	—	—
役員に 準ずる 者	千 田 伸 二	(被所有) 直接 0.0	アシックス 副社長 執行役員	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	89	—	—
役員に 準ずる 者	庄 田 良 二	(被所有) 直接 0.0	アシックス 副社長 執行役員	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	89	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2025年2月13日（本自己株処分の取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所におけるアシックスの普通株式の終値に基づいて決定しております。

### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 103円84銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 108円23銭 |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社アシックス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アシックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社アシックス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アシックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの2025年事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

株式会社アシックス 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 倉 本 学 ㊟

監 査 等 委 員 横 井 康 ㊟

監 査 等 委 員 江 藤 真理子 ㊟

(注) 監査等委員横井康及び江藤真理子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。